一般競争入札　公告

韮崎市公告第45号

韮崎市が発注する次の工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について、

地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和７年７月４日

韮崎市長　内 藤　久 夫

Ⅰ　一般競争入札 (事後審査型) 公告個別事項

【 入札事項　1 】

|  |  |
| --- | --- |
| 工 事 名 | 下水道工事に伴う 水道管 移設 耐震化工事（第３工区） |
| 契約番号 | 5071100154 |
| 工事場所 | 韮崎市旭町上條北割 地内 |
| 工事及び入札の概要 | 1 | 工事内容 | ・施工延長：L=1097.6m※上記のほか、詳細は、設計書のとおり |
| 2 | 工　　期 | 契約日の翌日から令和8年3月31日【週休2日対象工事】 |
| 3 | 予定価格 | 事後公表 |
| 4 | 最低制限価格 | 採用 |
| 5 | 入札保証金 | 要 ： 入札金額の100分の5以上とする。韮崎市財務規則（平成28年規則第18号）第102条 |
| 6 | 契約保証金 | 要 ： 契約金額の100分の10以上とする。韮崎市財務規則（平成28年規則第18号）第132条 |
| 競争入札参加資格 | 1 | 名簿登録 | 韮崎市競争入札参加有資格者名簿【工事：管】に登録されている者 |
| 2 | 地域要件 | 韮崎市内に本社（本店）がある者 |
| 3 | 資格要件及び参加要件 | 最新の総合評点が600点以上の者 |

【 入札に関する共通事項 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日程等 | 1 | 公告日 | 令和7年7月4日 |
| 2 | 設計図書等公開期間 | 令和7年7月4日 ～ 7月22日（韮崎市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上で公開） |
| 3 | 質問提出期限 | 令和7年7月11日　午後3時 |
| 4 | 入札参加申出受付期間 | 令和7年7月4日 ～ 7月17日　午後3時 |
| 5 | 入札書受付日時 | 令和7年7月23日（水） 午前10時00分 |
| 6 | 入札会場 | 韮崎市役所　4階　大会議室 |
| 7 | 落札者発表予定日 | 令和7年7月24日（木）　（韮崎市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ上で公表） |
| 入札方法 | 指定の様式による入札書を持参（※ 入札書には、工事内訳書を併せて提出すること） |
| 提出書類 | 1 | 入札参加申出時 | 一般競争入札参加資格確認資料（第1号様式）※ 様式は韮崎市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞすること |
| 2 | 入札時 | 最新の経営規模等評価結果・総合評定値の通知書の写し |
| 配置予定技術者調書及び資格者証の写し |
| ・入札保証金領収済み納付書の写し 又は 入札保険証券等・入札保証金請求書（韮崎市へ入札保証金を納入した場合）・入札保証金の免除を希望する場合は、実績要件を満たしていることが確認できる契約書の写し（過去２年以内に韮崎市との契約で２件以上） |
| 支払条件 | 1. 前金払：適用（契約金額の4割以内）

※　債務負担行為又は継続費に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の4割以内とする。(2)　中間前払金： 適用 |
| そ の 他 | 　Ⅱ 一般競争入札（事後審査型）公告共通事項をご確認ください。 |
| 問い合わせ先 | 〒407－8501　山梨県韮崎市水神1丁目3番1号　　韮崎市役所 総務課 契約管財担当　電話 0551－45－9367　　 e-mail : keiyaku@city.nirasaki.lg.jp |
| 【 設計図書の内容に関する事項 】・ 設計図書等に添付したフォームにより、電子メールにより質問すること。（電子メール送信後、必ず電話により受信の確認を行うこと。）・ 書式等は、必ず添付の質疑回答書 書式（ｴｸｾﾙﾌｧｲﾙ）を用いること。（記入方法は、書式の下に記載してある「注意事項」に従うこと。）・ 質疑回答は、入札日の前日迄に韮崎市ｵﾌｨｼｬﾙﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載する。 |

**Ⅱ　一般競争入札 (事後審査型) 公告共通事項**

**1　一般競争入札の参加資格**

韮崎市における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告の日から落札者決定までの間((5)、(6)、(9)にあっては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1)　一般競争入札 (事後審査型) 公告個別事項(以下「個別事項」という。)の「競争入札参加資格」に記載した条件を全て満たす者であること。

(2)　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3)　建設業法に基づく、適正な技術者を配置できる者であること。

(4)　対象工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(5)　この公告の日の6月前の日から落札者決定までの間に、手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(6)　この公告の日の2年前の日から落札者決定までの間に、不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

(7)　会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(8)　「韮崎市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく、指名停止を受けている期間が含まれている者でないこと。

(9)　この公告の日より前1月間に、県内における公共工事において65点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。

ただし、65点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における1～4に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が65点以上の者は参加できる。

(10)　JISQ9001(ISO9001)の認証取得が必要とされている場合には、審査登録機関は、(財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)、又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものであること。

 (11)　納付すべき各種税金に滞納がない者であること。

**2　入札参加申し出受付期間及び申し出方法**

(1)　受付期間「入札に関する共通事項」(以下「共通事項」という。)に記載の期間のうち「韮崎市の休日を定める条例」(平成元年3月 条例第10号)に定める市の休日(以下「市の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時までとする。

(2)　申出方法は、韮崎市役所3階総務課 契約管財担当への持参、郵送又は電子メールとし、提出書類は「共通事項」記載の一般競争入札参加資格確認資料のみとする。なお、入札保証金納付書が必要な場合は、その旨を申し出ること。

**3　入札参加資格の確認等**

入札参加資格は、開札後、落札候補者についてのみ参加資格の確認を行い、落札者を決定する。

なお、落札者の決定は、原則として開札日の翌日までに行う。

**4　苦情申し立て**

(1)　入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、ホームページの入札結果にその理由を付して公開する。

(2)　入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合は、書面で質問すること。

(3)　韮崎市長は、(2)の手続きにより詳細な説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(市の休日を含まない。)に、同ホームページに回答する。

(4)　(3)の回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日から7日目(市の休日を含まない。)の午後5時までに、書面により市長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、書面は下記に持参すること。

韮崎市総務課 契約管財担当

韮崎市水神1-3-1　電話0551－45－9367

(5)　(4)の再苦情の申し立てがあった場合、市長は申し立ての翌日から起算して7日(市の休日を含まない。)以内に、その結果を申し立て者に回答する。

**5　入札手続等**

(1)　入札期間及び開札予定日時　：　「共通事項」に記載のとおり

(2)　入札方法

入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。（契約にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。）

入札書は、「共通事項」指定の日時に指定の場所へ持参し、入札検収担当の面前で所定の箱に投函すること。提出書類は封筒に封入のうえ入札書と同時に提出すること。封筒には工事名、契約番号、応札者名称を記載すること。

開札は、入札書提出の締め切り後「共通事項」指定の時刻に即日開札する。

(3)　入札の無効

ア　この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、一般競争入札参加資格確認資料又は工事費内訳書に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札時において「1」の一般競争入札の参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

イ　アに掲げるほか、入札の心得第6条に該当する入札は無効とする。

(4)　入札不調の場合は、原則、再度公告を行うものとする。

(5)　工事費内訳書は、本市指定の様式を使用し、入札書に添えて投函すること。

なお、本工事費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

(6)　落札者の決定は、開札後入札金額の低い順に、また入札価格が同額の場合は、くじ引きにより落札候補者を1位から3位までの序列を付け発表し、提出書類の審査及び入札参加資格の確認等を経て行う事後審査型とする。

(7) 入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することがきる。また、Ⅰで指定された入札時刻に遅れた入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。入札を辞退する場合には、次の手続きを行うこと。

ア　入札執行前にあっては、入札辞退届（別に定めたもの）を提出して行うものとする。

イ　入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行うか口頭で行う。

(8)　入札参加者は、入札の心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

**6　その他**

(1)　落札者が契約締結までの間に「1」に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。

(2)　最低制限価格　：　採用

(3)　入札保証金　(入札金額の5/100以上)は、入札の前日までに納付。

ただし、韮崎市財務規則第102条の規定に該当する者は、これを免除する。

(4)　契約保証金　(契約金額の10/100)は契約時（仮契約の場合は仮契約時）に納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(5)　契約書作成の要否　：　要　（契約書・契約条項・設計図書は、韮崎市が提供するものを使用すること。）

（6） 請負契約が、「韮崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月韮崎市条例第40号）」に基づき、議会の議決に付す必要がある場合には、議会の議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立したものとする。

(7)　対象工事と直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　：　無し

(8)　一般競争入札参加資格確認資料等の作成説明会及びヒアリングは行わない。

(9)　現場説明会は行わない。

 (10)　入札参加資格の申請を行った者は、「1(2)～(11)」の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。

(11)　入札参加資格確認資料に、虚偽の記載をした業者又は入札参加資格申請時に、「1(2)～(11)」の要件を満たさないにもかかわらず応札した業者については、「韮崎市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領」に基づき、指名停止を行うことがある。

(12)　談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(13)　災害その他の事情により、入札執行に障害が発生したと認める場合は、入札日時を延期することがある。